



PEFC ST 2002-1:2024
PEFC EUDR デューデリジェンスシステム(PEFC EUDR DDS)の実施に関する要求事項





概要

背景



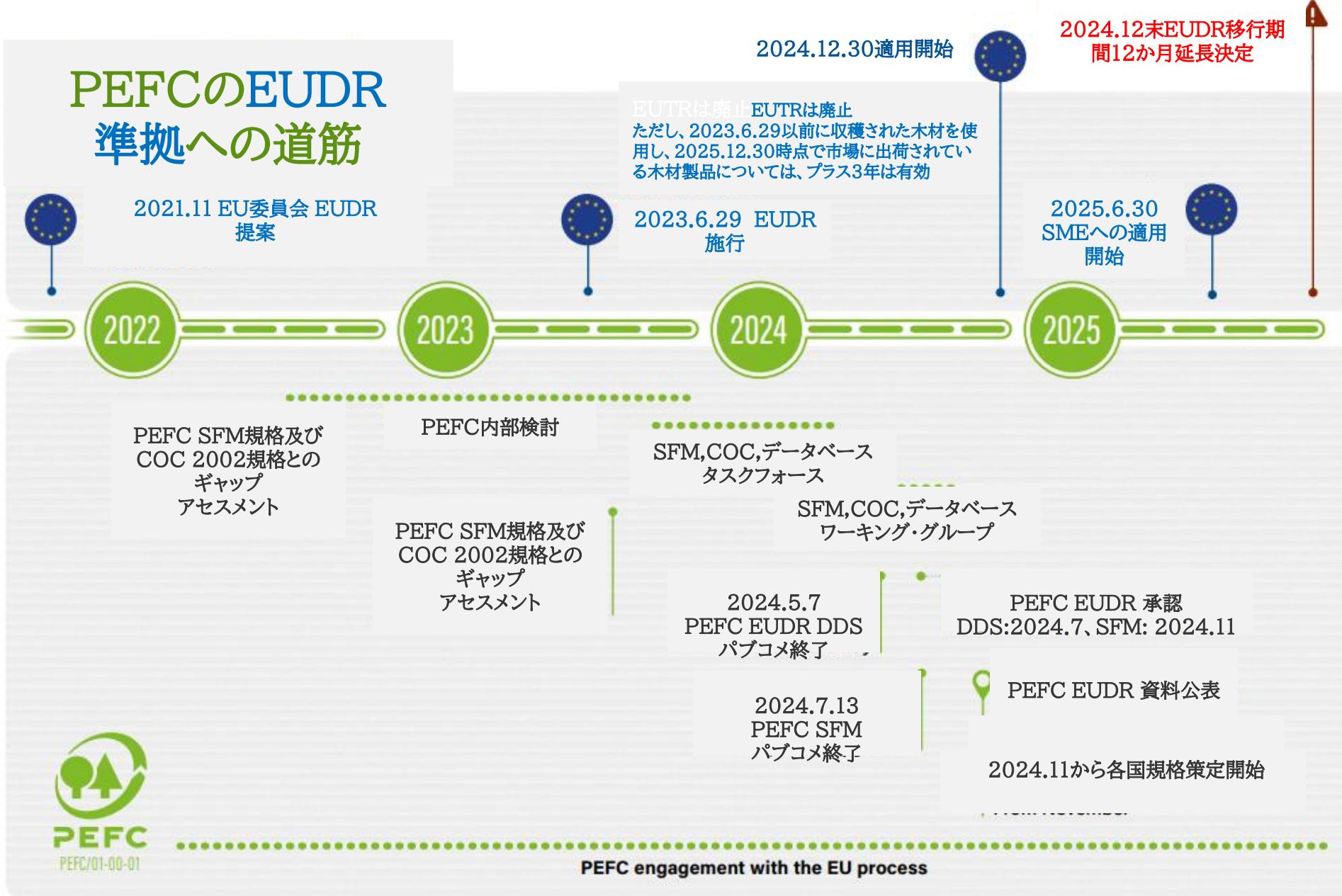
EUの森林破壊フリー製品に関する規則(EUDR)は、2023年6月29日に施行され、EU市場に出荷またはEUから輸出される森林減少や森林劣化に関連する产品およびその派生製品の生産と消費を抑制することを目的としている。

PEFCは、企業がEUDR規則に準拠するためのモジュール規格「PEFC ST 2002-1:2024」を策定した。

EUDR プロジェクト計画



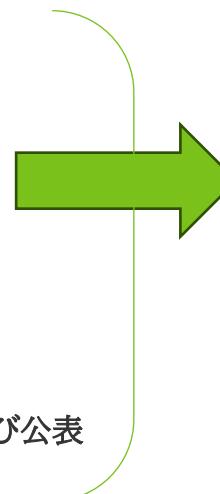
PEFCのEUDR 準拠への道筋



PEFC EUDR DDS: 内容とステップ

PEFC ST 2002-1 目次

1. 適用範囲
2. 参考文献
3. 用語と定義
4. PEFC EUDR デューディリジェンスシステム(DDS)要求事項
 - 4.1 全般的事項
 - 4.2 マネジメントシステムに関する追加要求事項
 - 4.3 投入原材料の確認に関する追加要求事項
 - 4.4 生産品の宣言に関する追加要求事項
5. 情報の収集
6. リスク評価
7. 根拠のある懸念
8. リスクの軽減
 - 8.1 全般的事項
 - 8.2 追加情報、データ、文書の要求
 - 8.3 監査
 - 8.4 是正措置
9. デューディリジェンス・ステートメントの提出及び公表
 - 9.1 デューディリジェンス・ステートメントの提出
 - 9.2 デューディリジェンス・システム(DDS)報告書及び公表
10. 市場への出荷の停止



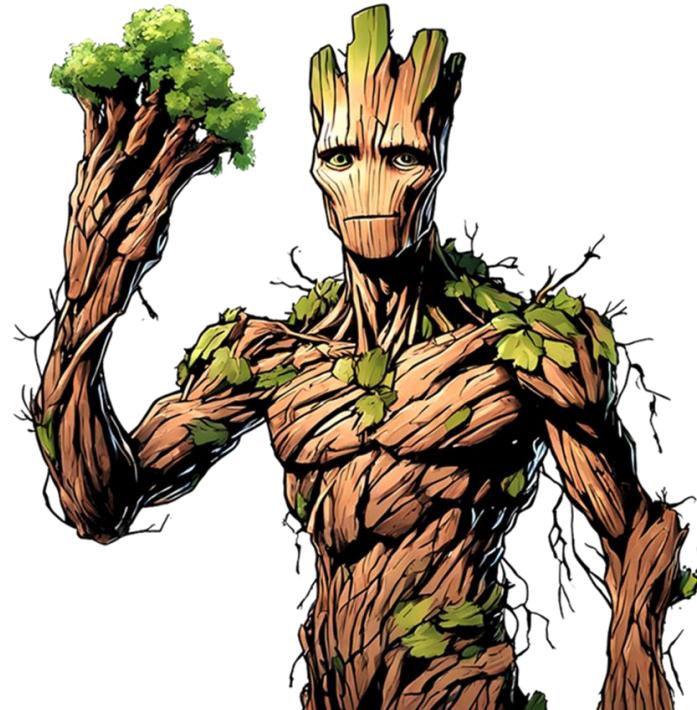
EUDR DDS のステップ

1. 情報の収集
2. リスク評価
3. リスクの軽減
4. デューディリジェンス・ステートメントの提出及び公表
5. 市場への出荷の停止

付属書1

EUDR 付属書 2 に示されているデューディリジェンス・ステートメントの内容

トレーナー向け研修



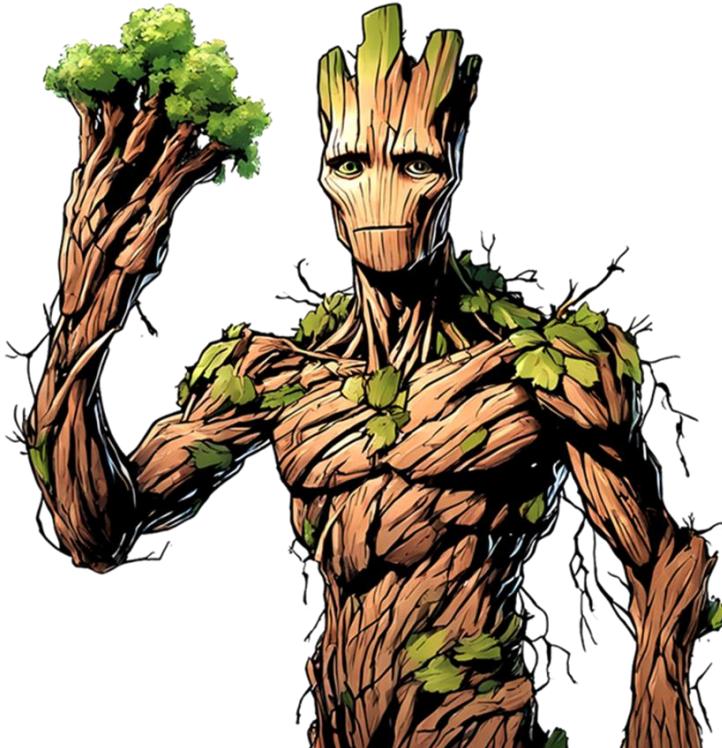
- 研修のプロセス:
 - i) PEFC COC EUDR 研修またはPEFC EUDR DDS 更新研修(PEFC COC EUDR モジュール規格を含む)を受講

- ii) 知識テストに合格:
 - 合格基準は80%
 - 65%から79%の得点: 参加者はプラットフォーム上で再受験が可能
 - 65%未満の得点: 参加者は認定されたPEFC CoC EUDR トレーニングを再受講し、PEFC本部に連絡の上、知識テストを再受験する必要

TRPトレーナーは無料で知識テストを受験でき、最新の証明書入手可能
TRPトレーナーの研修を受けた審査員は無料でPEFC-EUDR知識テストを受験可能

資格を持つ審査員向け 更新研修

PEFC COC EUDR 研修は証明書を持つ有資格審査員 のみ受講可能



- 研修のプロセス:
 - i) PEFC COC EUDR モジュール規格を含むPEFC COC EUDR 研修またはPEFC EUDR DDS 更新研修を受講
 - ii) 知識テストに合格:
 - 合格基準は80%
 - 65%から79%の得点:参加者はプラットフォーム上で再受験が可能
 - 65%未満の得点:参加者は認定されたPEFC COC EUDR トレーニングを再受講し、PEFC本部に連絡の上、知識テストを再受験する必要があり
 - iii) トレーニング有効期限が更新された新たなCOC研修証明書が自動的に発行

初回審査員研修



- 研修のプロセス:
 - i) PEFC COC EUDR モジュール規格を含むPEFC COC研修を受講
 - ii) COC知識テストに合格した後、EUDRテストを受験
 - 合格基準は80%
 - 65%から79%の得点:参加者はプラットフォーム上で再受験が可能
 - 65%未満の得点:参加者は認定されたPEFC COC新規研修+ COC EUDR研修を再受講し、PEFC本部に連絡の上、知識テストを再受験する必要あり
 - iii) 新たなCOC研修証明書が自動的に発行

PEFC COC 研修有効期間

- 更新/初回研修証明書は2年間有効
- 研修が202X年1月1日から202X年6月30日までの期間に実施された場合、有効期限は202X年6月30日 +2年、つまり2年後の6月末まで
- 研修が202X年7月1日から202X年12月31日までの期間に実施された場合、有効期限は202X年12月31日、つまり2年後の202X年12月末まで



For enquiries please contact training@pefc.org • PEFC International – ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20, CH-1215 Geneva 15, Switzerland – www.pefc.org

EU DR DDS 規格研修内容

1. はじめに

2. PEFC EU DR DDS:

- 情報収取
- リスク評価
- リスクの軽減

3. DDステートメントの提出及び公表

4. 市場への出荷停止

5. 認証プロセスの概要

重要な関連文書

- [PEFC EUDR Modular Standard](#)
- [EUDR FAQ](#)
- [EUDR Regulation](#)
- [Guidance on EUDR](#)

L 150/206

EN

Official Journal of the European Union

9.6.2023

REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

of 31 May 2023

on the making available on the Union market and the export from the Union of certain
commodities and p

Frequently Asked Questions

Implementation of the EU Deforestation Regulation



Requirements for the Implementation
of PEFC EUDR Due Diligence System
(PEFC EUDR DDS)



PEFC
INTERNATIONAL
module
STANDARD



1. はじめに

適用範囲

モジュール式任意規格

サプライチェーン内のPEFC COC認証を取得した組織が利用可能

- 認証機関(CB)は、モジュール式規格を認証範囲に追加
- PEFC COC認証を取得した組織は、1つまたは複数の製品グループに関する認証範囲の拡大を申請し、樹種情報を含めるとともに、マネージメントシステムを更新し、CBを通じて認証を取得するために必要な研修を実施



Requirements for the Implementation of PEFC EUDR Due Diligence System (PEFC EUDR DDS)



PEFC EUDR DDSに対応



PEFC ST 2002と組み合わせて使用



PEFC ST 2002 DDS(第7章および付属書1)をPEFC EUDR DDSに置き換える



製品グループレベルで実施するDDSの内容の明確化



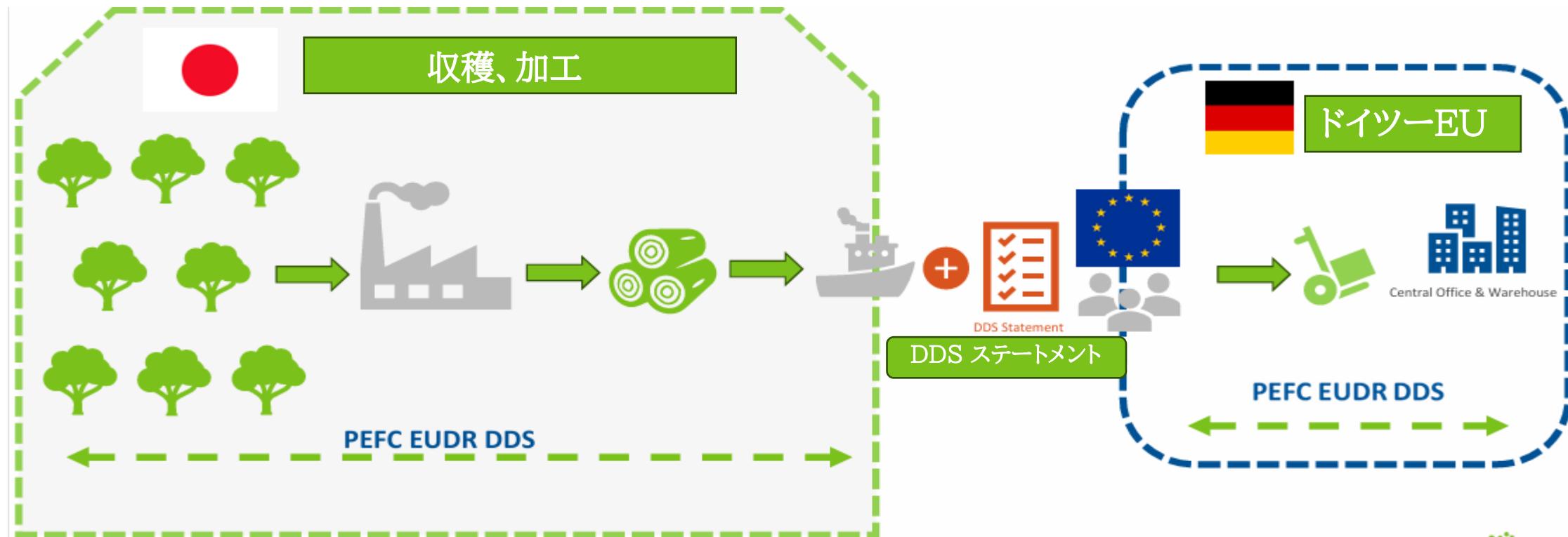
情報および追加主張(PEFC-EUDR)および定義における追加項目

適用範囲

キーワード:(EU加盟国における理解)

- ・ オペレーター = EU市場に製品を供給する組織またはEU市場から製品を輸出する組織
- ・ ユニオン市場 = EU 市場
- ・ 非中小企業 = 非マイクロ, 小規模及び中規模企業
- ・ トレーダー= オペレーターではないサプライチェーン上の参加者

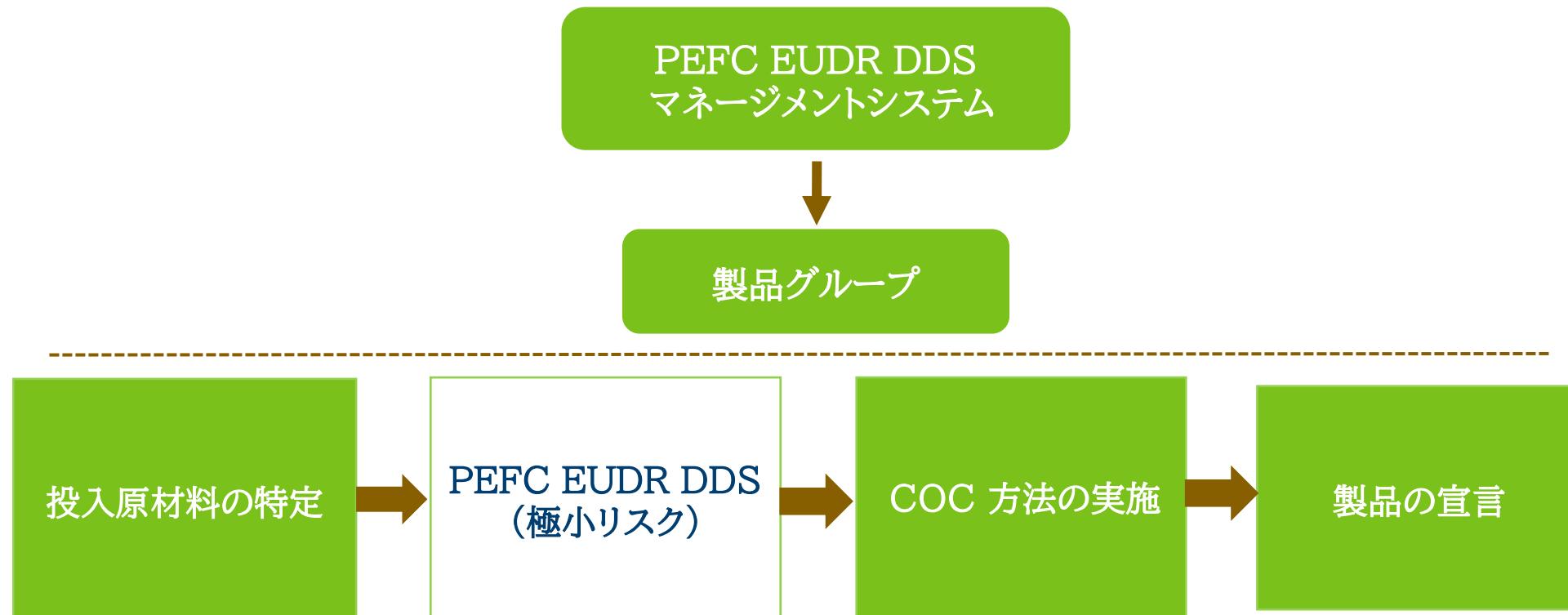
EUDR 適用のイメージ



全般的事項

組織が調達する関連製品が、問題のある出処からのものである、および/またはサプライチェーンの段階で混合される、および/またはEUDRに準拠していない供給源に由来する、リスクを最小限に抑えるために、

- ・組織は、製品グループレベルで実施するDDSをPEFC EUDR DDSまたはPEFC ST 2002 DDSのいずれかから選択する必要がある。
- ・組織は、COC方式の実施と生産品の宣言の前に、PEFC EUDR DDSが適用される製品グループへの原材料として使用される関連製品が、PEFC EUDR DDSを通過し、リスクなしまたは極小レベルであることを確認する必要がある。



全般的事項: PEFC EUDR 要求事項

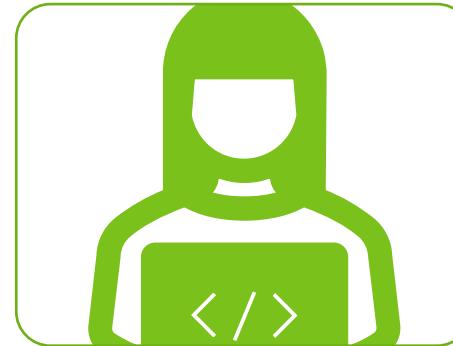
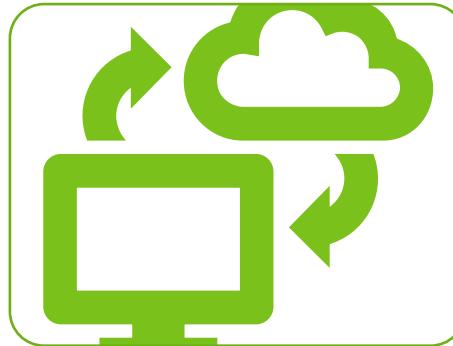
デューデリジェンスシステム:

- 情報収集 (第5章)
- リスク評価 (第6章)
- 該当する場合、リスクの軽減 (第8章)

マネージメントシステムに対する追加的要求事項:

- 根拠のある懸念 (第7章)
- 適用される場合、**デューデリジェンスシステムのEU情報システムへの提出** (第9章 9.1)
- 非中小企業オペラターおよび非中小トレーダー（マイクロ企業を含む）または個人事業主として定義される組織の年次**デューデリジェンスシステム公開報告** (第9章9.2)
- 市場への出荷停止 (第10章)

マネージメントシステムに対する追加要求事項



樹種情報、地理的位置情報、および収穫時期、期間のデータを含むEUDR DDSを実施するための最新の書面による手順を策定

オペレーターおよび/または非中小企業トレーダーは、スタッフメンバーからEUDRコンプライアンス責任者を指名しなければならない(PEFC COC認証を担当する者が兼任可能)。

文書の保持:
記録、措置、および手順は、規格の5章、6章、および8章とおり、少なくとも5年間保持しなければならない

投入原材料のカテゴリ と主張



4.3 投入原材料確認に関する追加要求事項

PEFC ST 2002, 5.1.1の規定:

- ・供給者の身元
- ・PEFC主張の原材料の場合: PEFCウェブサイトでCOC認証の確認(認証範囲、認証状況…)の確認
- ・製品の確認: 原材料カテゴリー
- ・製品の量:
 - ・EU市場に出入りする関連製品の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則 (EEC) No 2658/87(20)の付属書 I に定められた補足単位(示されたHSコードに対して)で表示
 - ・それ以外の場合はすべて、数量は正味質量、または該当する場合は品目の体積または数で表され、補足単位は、DDステートメントで参照されるHSコードの小見出しにおいて定義されている場合に適用
- ・入荷日、入荷期間あるいは会計期間による入荷の識別

4.3 投入原材料確認に関する追加要求事項

PEFC-EUDR主張はそれぞれの製品ごとに特定する必要

PEFC-EUDR主張付きで入荷した関連製品については、組織は、供給者がPEFC EUDR DDSを認証範囲に含むPEFCが認めた認証書を保有していることをPEFCウェブサイトで確認しなければならない。さらに、組織は、入荷したその関連製品がPEFC EUDR DDSの認証範囲に含まれていることを確認しなければならない

組織は、PEFC EUDR DDS が適用されるPEFC製品グループで使用される投入原材料の納入ごとに、SGEC EUDR DDS を実施する前に、PEFC 2002に基づく原材料カテゴリーの分類に加えて、PEFC EUDR DDSの原材料カテゴリーに従って次のように関連製品を分類しなければならない：

参照番号付き
PEFC-EUDR

参照番号なし
PEFC-EUDR

非 PEFC-EUDR

定義

- **3.21 非PEFC-EUDR**

参照番号の有無にかかわらずPEFC EUDR DDS を行っていない関連製品を含む原材料
カテゴリー

- **3.29 参照番号なしPEFC-EUDR**

PEFC EUDR DDS を認証範囲に含む PEFC 認証書の対象である供給者によって PEFC
-EUDR 主張」とともに納入されるが、EU 市場にまだ投入されていないため、EUDR
参照番号が付与されていない関連製品をカバーする原材料カテゴリー

- **3.30 参照番号付きPEFC-EUDR**

PEFC EUDR DDS を認証範囲に含むPEFC-COC認証書を保有する供給者から「PEFC
-EUDR主張」及びEUDR参照番号を付して納入される関連製品をカバーする原材料カテ
ゴリー

原材料カテゴリー：EU域外

原材料の種類

- 森林及び森林外樹木産原材料
X%PEFC認証
100%PEFC由来
PEFC管理材

- 森林所有者からのPEFC
承認FM主張(EUDR
非適応の場合)

- EUDR参照番号付き
非PEFC主張原材料

- 参照番号付きPEFC EUDR
(EUからの輸入材の場合)

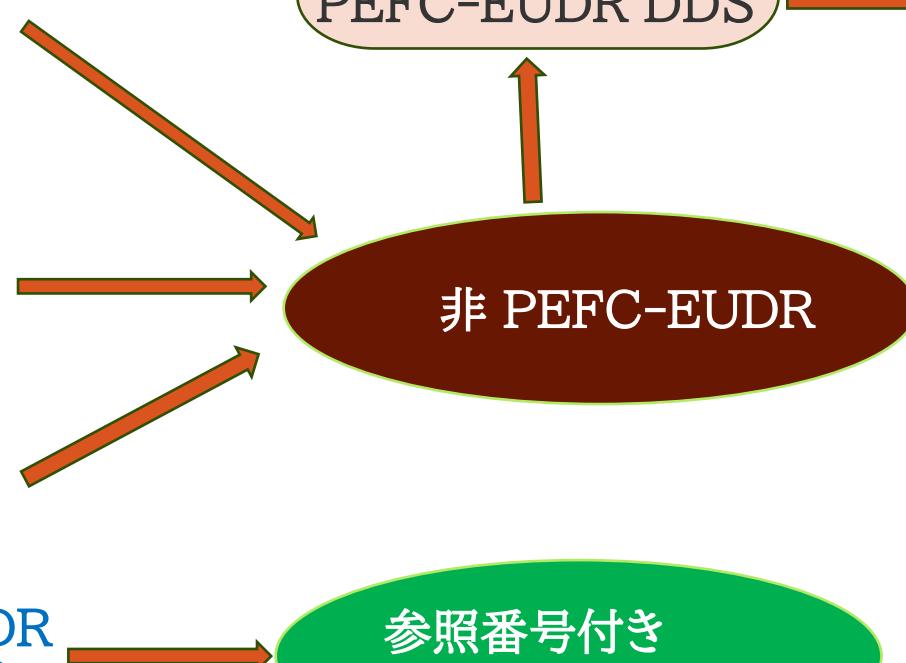
PEFC EUDR 原材料 カテゴリー

参照番号なし
PEFC-EUDR

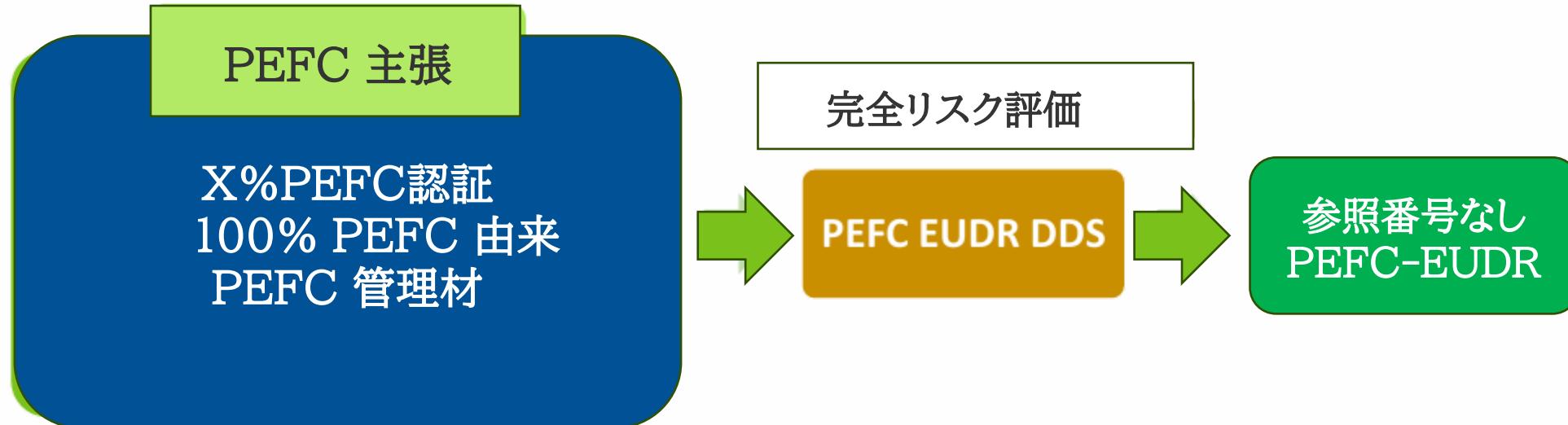
PEFC-EUDR DDS

非 PEFC-EUDR

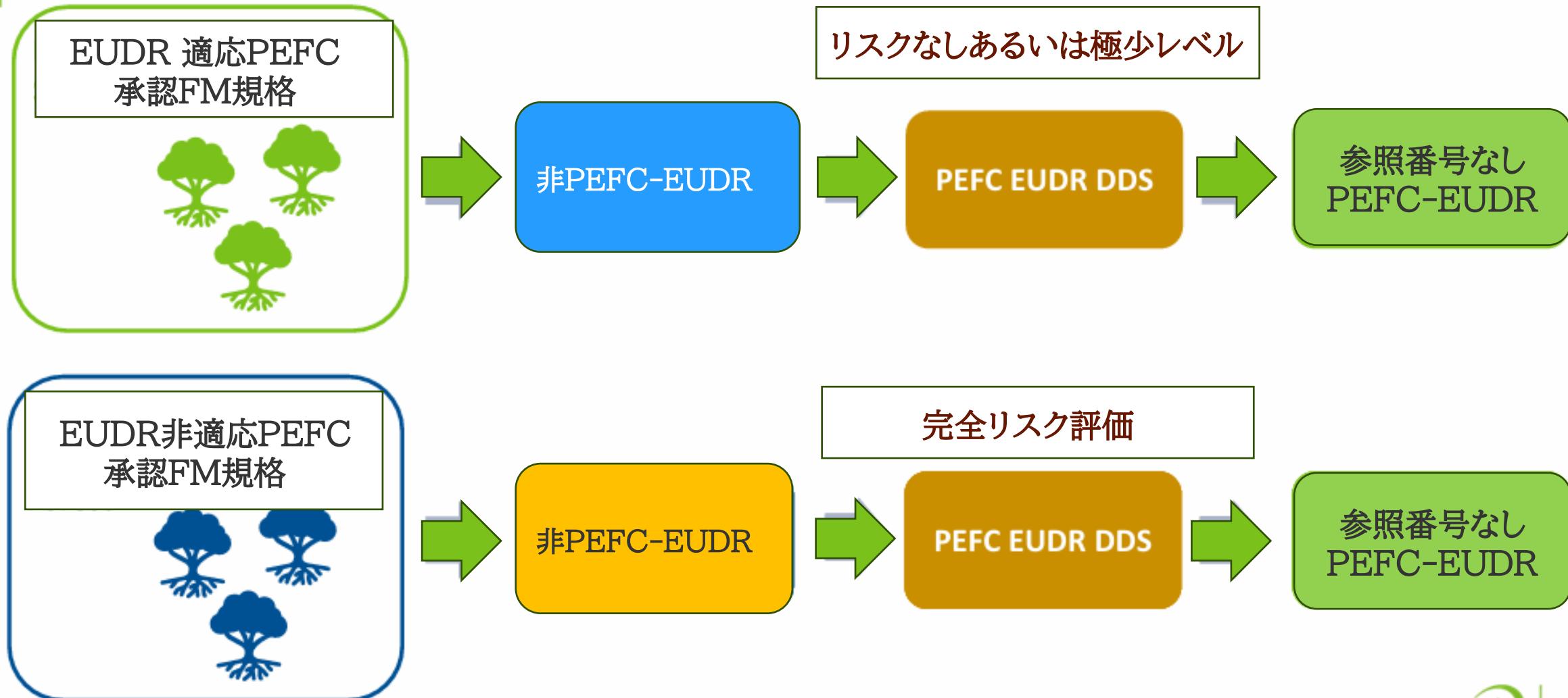
参照番号付き
PEFC-EUDR



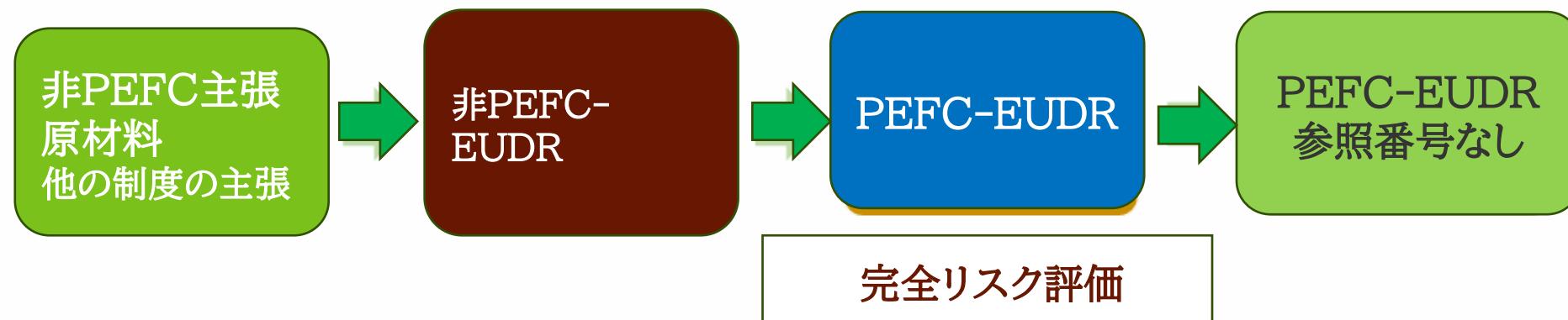
原材料に対するPEFC主張: EU域外



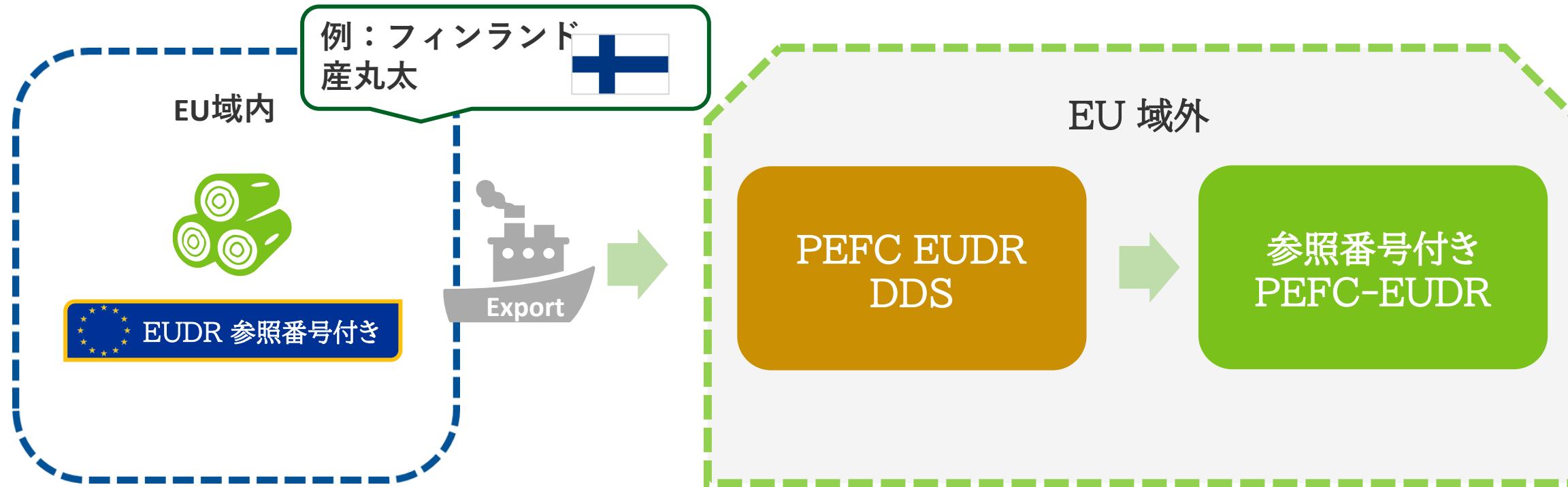
PEFC承認SFM規格主張原材料：EU域外



非 PEFC主張原材料:EU域外



参照番号付きPEFC EUDR 原材料: Outside EU



原材料カテゴリー：EU域内

原材料の種類

森林及び森林外樹木産原材料

・PEFC主張原材料

X%PEFC認証

100%PEFC由来

PEFC管理材

・森林所有者からのPEFC
承認FM 主張(EUDR
非適応の場合)

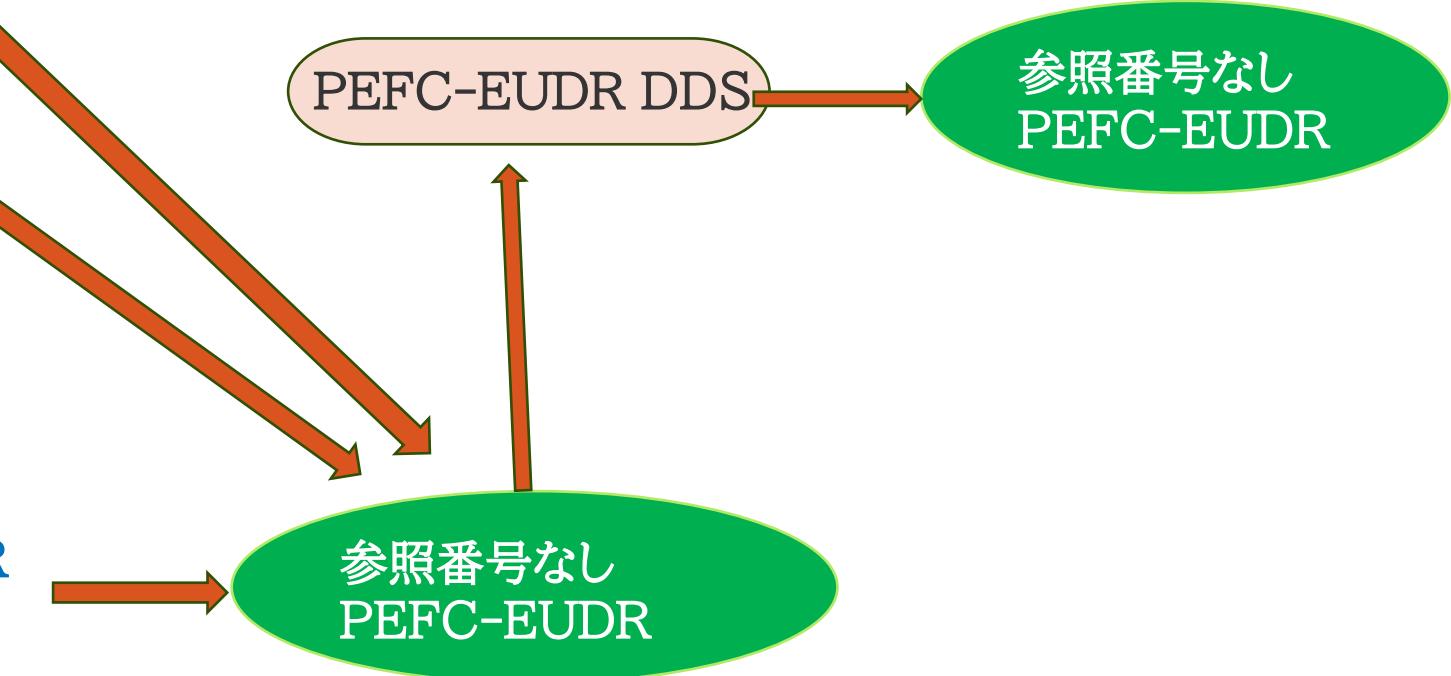
・参照番号付きPEFC EUDR
(EUからの輸入材の場合)

PEFC EUDR 原材料 カテゴリー

参照番号なし
PEFC-EUDR

PEFC-EUDR DDS

参照番号なし
PEFC-EUDR



PEFC公式主張原材料:EU域内

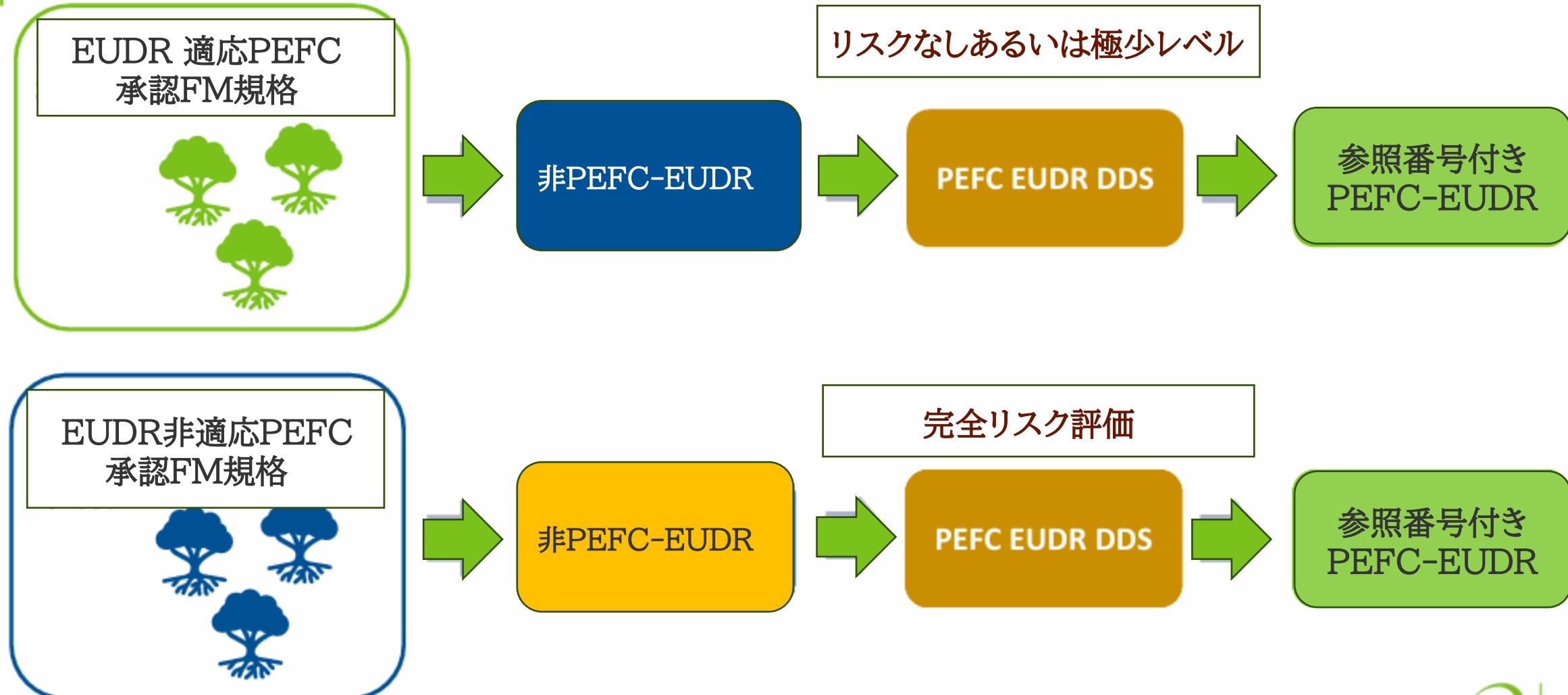


PEFC 主張

[完全リスク評価]



PEFC承認SFM規格主張原材料：EU域内

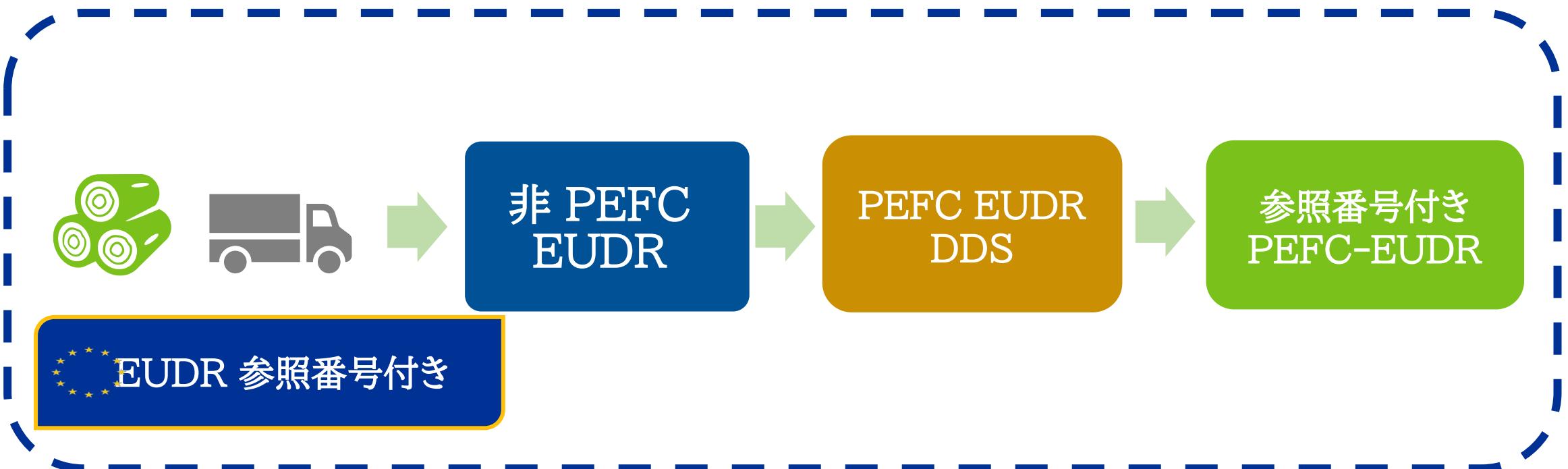


PEFC主張なし原材料： EU域内



*組織は認証スキームのEUDR適合性を証明しなければならない

EUDR参照番号付き原材料：EU 域内



製品カテゴリー &主張



生産品の宣言に対する追加要求事項

- 組織は、PEFC顧客に対して「PEFC-EUDR主張」を行うPEFC製品グループの製品について、以下の文書を提供しなければならない：
 - a) 以下の関連製品の量：
 - i. EU市場に出入りする関連製品の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則(EEC) No 2658/87(20)(示されたHSコードに対して)の付属書Iに定められた補足単位で表示される
 - ii. それ以外の場合はすべて、数量は正味量、または該当する場合は品目の体積または数で表される。補足単位は、DDステートメントで参照されるHSコードの小見出しにおいて定義されている場合に適用される。
 - b) 適用される PEFC主張に加えて、各PEFC主張製品に対する特別な「PEFC-EUDR主張」、および
 - c) 必要に応じて、顧客が適切に PEFC EUDR DDS を実施するために必要な追加情報(EUDR 9.1b)

生産品に対するPEFC-EUDR 主張





2. PEFC EUDR DDS



PEFC/01-00-01



PEFC EUDR のステップ



1. 情報の収集



2. リスク評価



3. リスクの低減

情報の収集



ステップ 1: 情報収集-PEFC-EUDR 参照番号付き(5.1.1)



組織は、参照番号付きPEFC-EUDRとして分類され、「PEFC-EUDR主張」を付して納入された関連製品については、供給者から以下を入手し、記録しなければならない。

- ・ 参照番号
- ・ 組織が要請に応じ、関連製品のリスクが極小であることを確認するために必要な下記5.1.2に示す情報あるいはその他の情報。供給者が要求された情報を所有していない場合、要求はその前の供給者に引き継がれなければならない。



*オペレーターまたは非SMEトレーダーが、DDステートメントを提出した後にEU情報システムから取得する番号。

注1: EU参照番号は、DDステートメントの番号のことである

注2: EU 参照番号を取得できるのは、オペレーターまたはトレーダーと定義され、関連製品を直接 EU 市場に出荷するか、EUから輸出する組織のみである。

ステップ 1: 情報収集-PEFC-EUDR 参照番号なし(5.1.2)

組織は、参照番号なしPEFC-EUDRとして分類され「PEFC-EUDR主張」付して納入された関連製品については、以下の情報を供給者から適切に入手し、記録しなければならない：

- a) 該当する関連製品の產品名および種類。木材を含むまたは木材を使用して製造された関連製品の場合には、樹種の一般名および学名、製品の説明。製品の説明には、それに含まれるまたはそれらの製品の製造に使用される関連產品または関連製品のリストが含まれなければならない。(EUDR 9,1a)
- b) 関連製品および該当する場合はその一部の収穫国(EUDR 9,1c)
注: この規格では、「生産」(=production)国は「収穫」(=harvesting)国を意味する (EUDR 9.1c, EUDR 2.14)
- c) 関連製品が生産された土地区画の地理的位置情報 (EUDR 9,1d)
- d) 生産の日づけあるいは時期
注:この規格においては「生産(production)」は「収穫(harvest)」を意味する(EUDR 9,1d, EUDR 2.14)
- e) 関連製品の供給元である企業または個人の名前、住所、および電子メール アドレス(EUDR 9,1e)

ステップ 1: 情報収集-PEFC-EUDR 参照番号な(5.1.2)

.... (続き)

- f) 関連製品を供給する企業、オペレーターまたはトレーダーの名前、住所、および電子メールアドレス (EUDR 9,1f)
- g) 関連製品がディフォレスティション・フリーであるという、十分に確定的かつ検証可能な情報 (EUDR 9,1g)
- h) 関連製品が、生産の目的でそれぞれの土地を使用する権利を与える取り決めを含み、生産国の関連法令に従って生産されたという十分に確定的かつ検証可能な情報 (EUDR 9,1h)
 - 例 1: 使用できる情報源としては有効なFLEGTライセンス。(欧州連合の森林法施行ガバナンス・貿易行動計画)
 - 例 2: 欧州委員会が、国別リスクレベルを低と割り当てた国で産出された関連製品の場合の確定的かつ検証可能な情報の例としては、伐採許可あるいは収穫宣言が挙げられる (EUDR 9.1h))

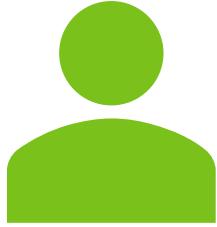


ステップ1: 情報の収集

5.1.3 組織は、非PEFC-EUDR として分類される関連製品については、5.1.2 に基づき必要なすべての情報を取得しなければならない。

供給者がこの情報を提供できない場合、その関連製品は重大リスクとみなされ、組織はこの規格の第 8 章に従ってリスクを軽減しなければならない。当該関連製品は、リスクが軽減されるまでPEFC- COCの過程入れてはならないし、EU市場に出荷あるいはEU市場から輸出してはならない。

ステップ1: 情報の収集



5.1.4 オペレーターおよび/あるいは非SMEトレーダーとして分類される組織は、要求に応じて、5.1.2に基づいて収集された情報、文書、収集されたデータを管轄当局に提供しなければならない。(EUDR 9.2) :

5.1.2: PEFC-EUDR 参照番号なし: a-hを記録

4.3.1a) 関連製品の数量を特定するための供給者からの以下の情報

4.4.1a): EECのHCコードあるいはDDステートメントに記載されているHCコードに基づく関連製品の量を示す供給者からの情報。



5.1.5 オペレーターおよび/あるいは非SMEトレーダーとして分類される組織は、すべての情報、文書及びそれぞれの関連製品に関するデータについて、当該関連製品がEU市場に出荷またはEU市場から輸出された日から5年間保管しなければならない(EUDR 9.1)

ステップ1: 情報の収集

情報収集に関する要求事項	原材料カテゴリー		
	参照番号付きPEFC-EUDR	参照番号なしPEFC-EUDR	非 PEFC-EUDR
5.1.2に基づき確保すべき情報		✓	✓
要請に応じ、5.1.2に基づき確保すべき情報	✓		
参照番号	✓		



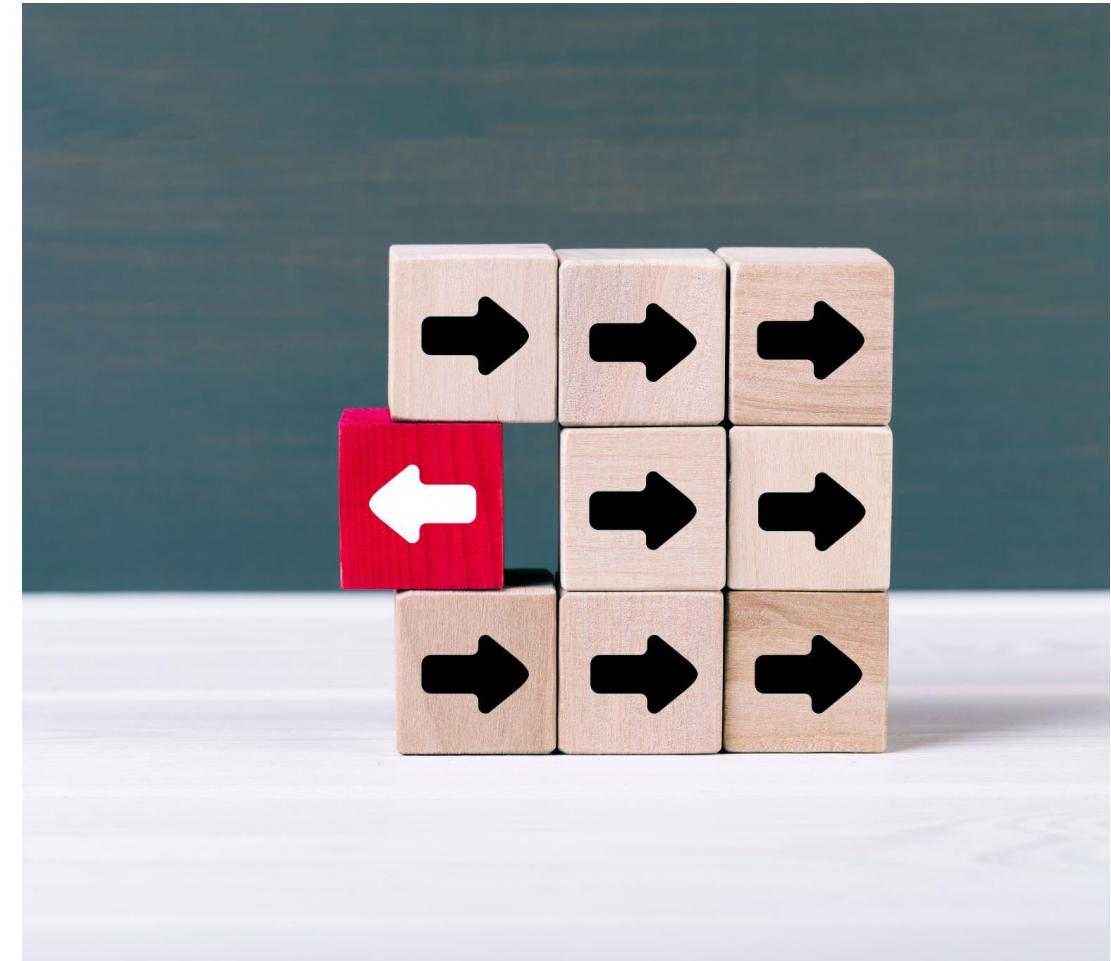
質問?
コーヒーブレイク

リスク評価



ステップ2:リスク評価一般

- 6.1.1 組織は、本規格の第4章、第5章およびその他の規定に基づき収集された情報を検証および分析しなければならない。組織はその情報と規定に基づきPEFCのリサイクル原材料の定義に当たる関連製品を除き、PEFC EUDR DDSが適用される製品グループに投入されるすべての関連製品のリスク評価を実施しなければならない。(EUDR 10.1)
- 6.1.2 リスク評価は、EU市場に出荷されることを意図した関連製品が、問題のある出處(PEFC ST 3.7)に由来する、あるいはEUDR(本規格の3.20)に準拠しないリスクがあるかどうかを明確にしなければならない。
- 組織は、リスク評価によりリスクなし、あるいは極小リスクとならない限り、当該関連施品をPEFC-COC過程に投入してはならないし、EU市場に出荷あるいはEU市場から輸出してはならない(EUDR 10.1)



ステップ2:リスク評価一般

6.1.5 組織のリスク評価は、投入される関連製品がリスクなしあるいは極小リスクのカテゴリーか重大リスクのカテゴリーに分類されなければならない。

6.1.6 組織は、関連製品を極小リスクとして分類する前に、根拠のある懸念及および/あるいはEUDR根拠のある懸念がないこと、あるいはこれらの懸念が解消されていることを確認しなければならない。(EUDR 10, 2e)

6.1.7 組織が、関連製品について6.2、6.3、6.4、および 6.5 に記載されているリスク評価の項目の1つ、または複数について、重大リスクであることを確認した場合、本規格の第 8 章に従って確認されたリスクを重大リスクとして管理しなければならない。(EUDR 11, 1 に基づく)

6.1.8 組織は、関連製品をオペレーターまたは非SMEトレーダーとして定義される供給者から調達する場合、当該関連製品が EU 参照番号付きで納入されているかどうかを確認しなければならない。当該関連製品が EU 参照番号とともに納入されていない場合、その関連製品は重大リスクとみなされなければならない。



ステップ2:リスク評価一般



6.1.4 組織のリスク評価は、以下のリスクの評価を含め実施されなければならない。

- a) 関連製品が、2020年12月31日以降に森林減少または森林劣化を発した活動に由来するリスク（本規格6.2）
- b) 関連製品が生産国の関連法令を遵守せず生産されたリスク（本規格6.3）
- c) 関連製品が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組み換え樹木が生産されているリスクのある出処となる部分についても対処する必要がある。
- d) サプライチェーン段階での混合のリスク（本規格6.5）

ステップ2:リスク評価一般

6.1.9リスク評価を実施する際、組織は以下を考慮に入れなければならない

- a) リスク評価を実施する際には、欧州委員会の専門家グループ登録簿に公表されている EUDR の実施を支援する欧州委員会の専門家グループの会議の結論(EUDR 10.2 k)
- b) 出典、信頼性、有効性、4.3及び5.1.2 で言及されている他の利用可能な文書へのリンク、および関連製品が EUDR に準拠していないリスクを示す情報(EUDR 10.2g)



ステップ2:リスク評価一般



6.1.10 組織は、6.2、6.3、6.4、および 6.5 に規定されているリスク評価指標に対するリスクの程度を判断するために取得および使用した情報 および証拠を含めリスク評価プロセスの記録を文書化し、保管しなければならない。(EUDR 10,1)



6.1.11 リスク評価は文書化され、少なくとも年に一度、さらにこの規格の 4.3 及び 5.1.2，に記載されている情報に変更が生じた場合、あるいは組織の SGEC EUDR DDS に影響を与える新たな進展が見られた場合、レビューされ、必要に応じて改正されなければならない。(EUDR 10.4)



6.1.12 オペレーター及び/あるいは非SMEとして分類される組織は、収集された情報が6.2、6.3、6.4及び6.5に規定されたリスク評価指標に照らしてどのようにチェックしたか、またリスクの程度をどのように決定したかを実証できなければならない。(EUDR 10.4)

ステップ2:リスク評価一般

関連製品が、2020年12月31日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に由来している(6.2).

表3の指標のいずれかが該当する場合、リスクなしあるいは極小リスクとして分類することができる

関連製品が、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来している(6.3)

表4の指標のいずれかの一つが該当する場合、リスクなし/あるいは極小リスクと分類することができる

表4の指標がいずれも該当しない場合、表5のすべての指標が当てはまるば、組織は関連製品を、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来することについて極小リスクとして分類することができる

ステップ2:リスク評価一般

関連製品が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組換え樹木の調達がなされる(6.4)。

PEFCが認める有効な認証書を保有する供給者からPEFC-COC主張とともに納入される製品については、リスクなし、または極小リスクに分類できる

組織は、有効なPEFC-COC主張をして納入されない関連製品について、表6の全ての指標が適用される場合、その関連製品を、リスクなし、または極小リスクに分類できる

サプライチェーン段階において、問題のある出處からのものと混合されている(6.5)。

組織は、表6に該当する指標がない場合、リスクなし、あるいは極小リスクと分類できる

根拠のある懸念



7. 根拠のある懸念



7.1 本規格の第 6 章に基づいて実施されたリスク評価の結果およびEUDR の第 31 条に基づいて提出された EUDR の根拠のある懸念を含み、関連製品が問題のある出處に由来している(根拠のある懸念)、EUDR に準拠していないまたは EUDR が回避されている (EUDR 根拠のある懸念)との関連情報を入手または認識した組織は、第 6 章および第 8 章に基づきそれらに対処する必要がある (EUDR 13.2)



7.2 EUDR根拠のある懸念に関しては、オペレーター及び/または非SMEトレーダーと定義される組織は、関連製品がEUDR に準拠していない、または EUDR が回避されているとの情報を入手あるいは認識した場合、直ちに、管轄当局に通知しなければならない(EUDR 13.2)



7.3 組織は、根拠のある懸念及びEUDR根拠のある懸念について、その懸念が確認された日から10 日以内に調査を開始しなければならない

根拠のある懸念



7.4 オペレーター及び/または非SMEトレーダーとして定義される組織は、EU市場に出荷した関連製品が EUDR に準拠していないリスクがあることを示すEUDR根拠のある懸念を含む新たな情報を入手または認識した場合、関連製品が市場に出荷された加盟国の管轄当局および関連製品を供給したトレーダーに直ちに通知しなければならない。輸出の場合、オペレーターはその関連製品の生産国である加盟国の管轄当局に通知しなければならない(EUDR 4.5)



7.5 SMEトレーダーと定義される組織は、EU市場に出荷した関連製品がEUDRに適合しないリスクがあるとのEUDR根拠のある懸念を含む新たな情報を入手した場合、またはそれを認識した場合、当該製品を出荷した加盟国の管轄当局、および当該製品を供給したトレーダーに直ちに通知しなければならない(EUDR 5.5)

リスクの軽減



一般:リスクの軽減

8.1.1 オペレーターは、リスク評価において指標の表から製品に重大リスクがあると特定された場合、PEFC-EUDR DDS を実施する前に、リスクをゼロにするか、または極少リスクとするための軽減手続きおよび対策を実施する必要がある



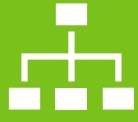
8.1.2 手順や措置には、以下のいずれかを含むことができる：

追加の情報、データ又は文書の要求
(EUDR 11.1(a))

追加の情報、データ又は文書の要求
(EUDR 11.1(a))

その他第5章に規定されている情報の
要求事項に関する措置 (EUDR
11.1.(c))

一般:リスクの軽減



8.1.3 こうした手順や措置には、組織に対する供給者の、特に小規模所有者の能力向上や投資を通じ、EUDR の遵守への支援を含むことができる（出典: EUDR 11.1）



8.1.4 組織は、特定されたリスクを効果的に軽減し管理するために、十分かつ適切な方針、管理、および手順を準備しておかなければならぬ。これらの方針、管理、および手順には、次のものが含まれなければならない；

- a) リスク管理モデル、報告、記録、内部統制、コンプライアンス管理(非SMEオペレーターと非SMEトレーダーと定義される組織においては、マネージメントレベルにおいてコンプライアンス責任者の選任を含む)
(4.2.2 も参照)。
- b) 非SMEオペレーターと非SMEトレーダーと定義される組織においては、8.1.2で規定されている内部方針、統制及び手順をチェックする独立した監査機能
(EUDR 11.2)

一般:リスクの軽減



8.1.5 組織は、リスク軽減の手順と措置に関する決定を文書化し、少なくとも年1回見直さなければならない。(EUDR 11.3)



8.1.6 オペレーター及び非SMEトレーダーと定義される組織は、要求があれば、管轄当局に対しリスク軽減手順及び措置に関する決定を管轄当局に公開しなければならない。(EUDR 11, 3)



8.1.7 オペレーター及び非SMEトレーダーと定義される組織は、リスク軽減手順及び措置の決定がどのように行われたかを実証できるようにしなければならない(EUDR 11.3)

8.2 追加情報、データ及び文書の要求



8.2.1 組織は、「重大なリスク」供給品の全ての供給者に右のことを要求しなければならない：

- a) 4.3 および 5.1.2 に記載されているすべての詳細情報、およびサプライチェーン全体と供給元の生産地に関する追加データと文書の組織への提供
- b) 組織が、供給者の事業だけでなく、サプライチェーン内の一つ先の供給者の事業に対しても第2者または第3者による監査の実施を可能にすること



注：これらの手順は、例えば、契約上の合意や供給者による書面による自己宣言によって確認できる

8.3 監査

8.3.1 組織のリスク軽減手順および措置には、組織に提供され、レビューされた文書だけでは、関連製品が問題のある出処および/または非準拠製品に由来していないということについて十分な確信を持てない場合に、重大リスクを伴う供給品を納入している供給者に対する監査を含めなければならない。監査は、組織自身(第二者監査)または組織に代わって第三者によって実施することができる

8.3.2 組織は、監査を実施する要員が、重大なリスクの供給源のリスクに関連しているEUDR、SGEC EUDR DDS、現地のビジネス、文化的、社会的慣習、適用される条約、法規制、ガバナンス、法執行に関する十分な知識と能力を持っていることを証明しなければならない。

8.3.3 組織は、監査される供給者の重大リスクを伴う供給品のサンプルを決定しなければならない。年間サンプルの数は、1年間の重大リスクを伴う供給品の数の平方根($y=\sqrt{x}$)以上とし、小数点以下を切り上げるものとする。以前の監査で本規格の目的を果たす上で効果的であったと証明されている場合、サンプルの数は、 $y=0.8\sqrt{x}$ に縮小することができる。

8.4 是正措置



8.4.1 組織は、特定されたリスクを効果的に管理するための方針、管理、手順の一部として、重大なリスクのある供給品を納入する供給者に対し是正措置を実施するための手順を定めなければならない。



8.4.2 是正措置の範囲はリスクの大きさと深刻さに基づいて決定され、供給者が適切なリスク軽減措置が実施されたことを実証できるまで、関連製品に関する契約または注文のキャンセルまたは停止を検討しなければならない。



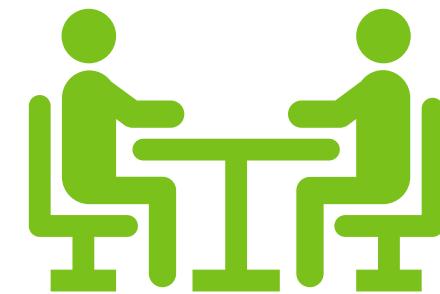
3 デュー・デリジェンス (DD)ステートメントの提 出と公表

9.1 DDステートメントの提出

9.1.1 オペレーター及び非SMEトレーダーと定義される組織は、関連製品をEU市場に出荷するか輸出する前に、EUの情報システムを通じて、当該製品を出荷あるいは輸出する加盟国の管轄当局に、当該製品を対象とするDDステートメントを提出しなければならない。

9.1.2 組織は、要求があれば、SGEC顧客、または関連製品のサプライチェーンのさらに下位の組織に、DDSが実施され、リスクがなし、あるいは極少レベルとされたことを実証するために必要な情報を提供しなければならない。

9.1.3 DDステートメントは、オペレーター及び/非SMEトレーダー、あるいは資格を有する代理人により提出することができる。どのような場合においても、EUDRに準拠する責任はオペレーター及び/非SMEトレーダーとして定義される組織にある

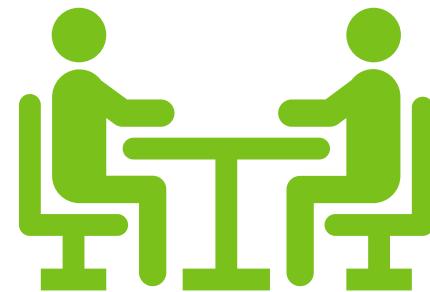


9.1 DDステートメントの提出

9.1.4 オペレーター及び非SMEトレーダーと定義された組織は、DDステートメントをEU情報システムに提出した日から少なくとも5年間保管しなければならない。(EUDR 4, 3)

9.1.5 SMEトレーダーと定義された組織は、要請に応じ、関連製品に付随する参照番号をその製品を EU 市場で入手可能とした日、または輸出した日から少なくとも5年間保管し、要請に応じ、管轄当局にこの情報を提出しなければならない。(EUDR 5, 4)

9.1.6 DDステートメントは、少なくとも 付属書1 に規定された情報を網羅しなければならない



デュー・デリジェンス・シ ステム(DDS)報告書 及び公表



デュー・デリジェンス・システム(DDS)報告書及び公表

9.2.1 非SMEオペレーター及び非SMEトレーダーと定義される組織は、EUDR の義務を果たすためにとった手段を含むEUDR DDSについて、年に一度インターネット等を通じて、可能な限り広く一般に公表しなければならない。(EUDR 12. 3)

9.2.2 組織のDDS報告書には、関連製品に関する以下の情報が含まれなければならない：

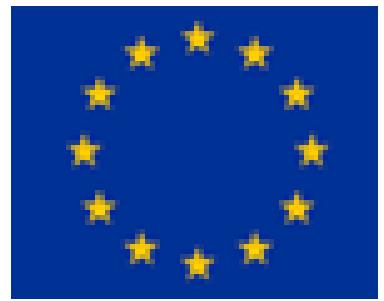
- a) 本規格の要求事項4.4.1及び5.1.2(a)及び(b)に記載されている情報の概要)
- b) 第6章に従って実施されたリスク評価の結論、および第8章に従って実施されたリスク軽減の結果、およびリスクを評価するために入手し使用した情報および証拠の説明
- c) 該当する場合、関連產品及び関連製品の生産地域に存在する先住民、地域社会、その他の慣習的権利保有者、又は市民団体との協議プロセスの説明



デュー・デリジェンス・システム(DDS)報告書及び公表

9.2.3 バリューチェーンのデュー・デリジェンスに関する要求事項を定めるEUの法令の適用範囲にも含まれるオペレーター及び/あるいは**非SME**トレーダーとして定義される組織は、その欧州連合の法令の枠組みの中の報告において、上記の要件 9.2.2 に規定されている必要な情報を含めることで、EUDR DDSの 報告義務を果たすことができる

注: バリューチェーンのデュー・デリジェンスに関する法令の例としては、企業の持続可能性報告に関する規則 (EU) No 537/2014、指令 2004/109/EC、指令 2006/43/EC、指令 2013/34/EU を改正する 2022 年 12 月 14 日の欧州議会および理事会の指令 (EU) 2022/2464 がある



EUDR付属文書2に基づくデュー・デリジェンス(DD)ステートメントの内容

1. オペレーターおよび/または非SMEトレーダーの名称、住所、関連產品及び関連製品がEU市場に出荷あるいはEU市場から輸出する場合は、規則(EU)No 952/2013の第9条に従った経済事業者登録識別(EORI)番号。
2. 生産国及び関連產品が生産されたすべての土地区画の地理的位置情報。
3. 第4条(8)及び(9)に従い既存のDDステートメントを参照するオペレーター及び/または非SMEトレーダーについては、当該DDステートメントの参考番号
4. 本文:「このDDステートメントを提出することにより、オペレーター及び/または非SMEトレーダーは、規則(EU)2023/1115に基づくデュー・デリジェンスを実施し、関連製品が同規則の第3条(a)項または(b)項に適合しないリスクがない、または極小リスクであることを確認する。」
5. 署名





4. 市場への出荷停止

10. 市場への出荷停止



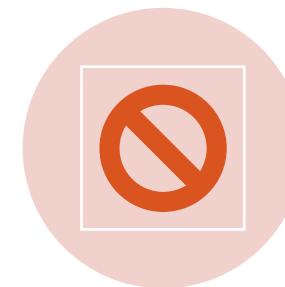
10.1 不明な出處及び/または問題のある出處由来の関連製品、または非EUDR準拠の関連製品は、PEFC EUDR DDS が実施されるPEFC 製品グループに含まれてはならない。



10.3 PEFC- COCの対象外にある関連製品が、違法な出處(PEFC ST 2002 3.7.a の問題ある出處の定義)に由来している、および/または生産国の関連法令に準拠せずに生産された(定義の 3.39) ということ組織が知った場合、当該製品を市場に出荷してはならない。



10.2 U市場に出荷またはEU市場から輸出する組織は、出處不明及び/あるいは、問題のある出處に由来する関連製品、及び/あるいはEUDRに準拠していない関連製品は、EU市場に出荷してはならない。(EUDR 3)



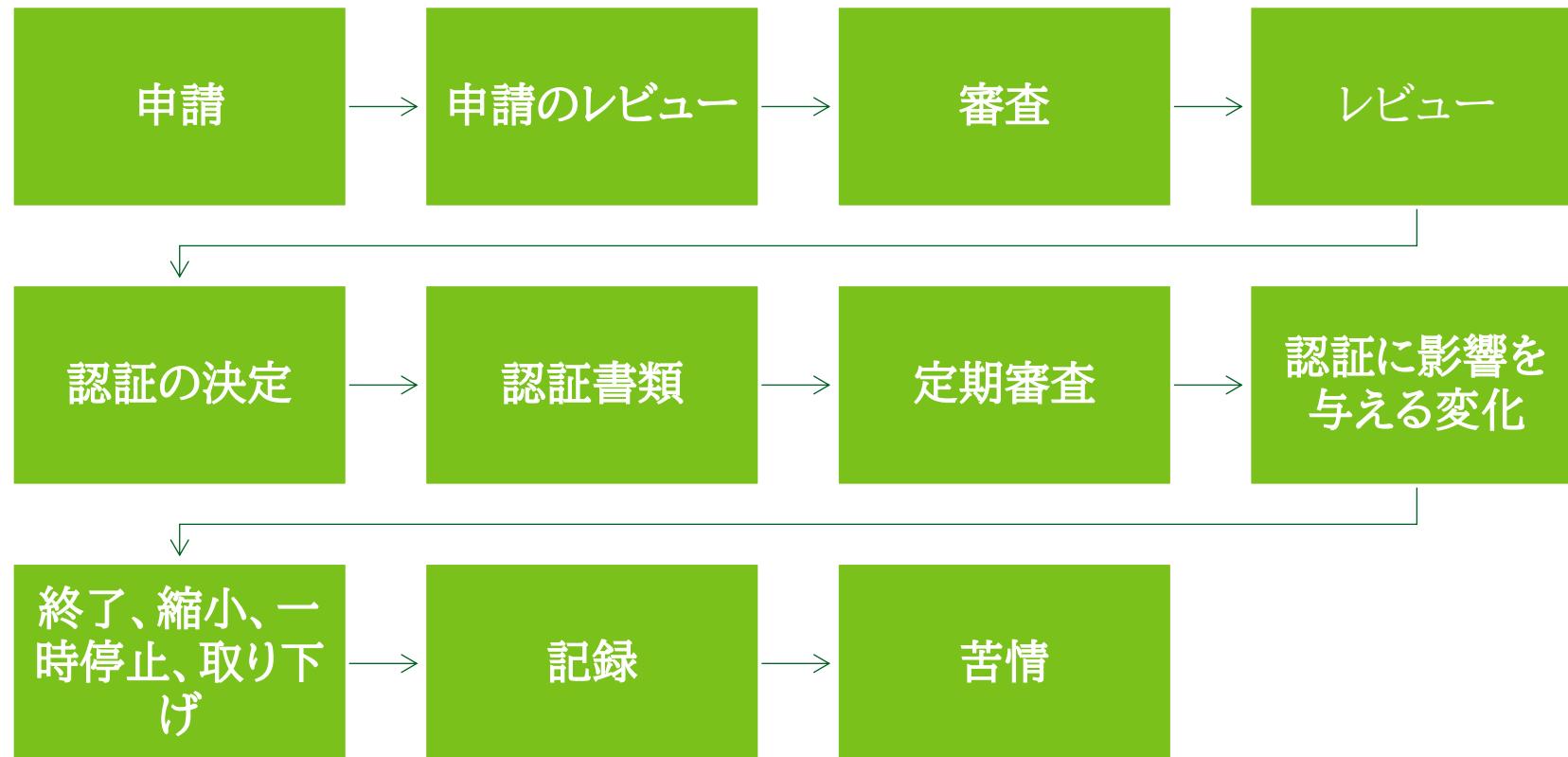
10.4 組織は、組織のPEFC-COCの対象外の関連製品が、違法な出處(PEFC ST 2002の3.7.aの問題のある出處)に由来している、および/または生産国の関連法令に準拠せずに生産された(定義の 3.39) という根拠のある懸念及び/または EUDR根拠のある懸念が提起された場合、本基準の第7章に従ってその懸念が解消されるまで、当該製品を市場に出荷してはならない。



5. 認証プロセスの概要

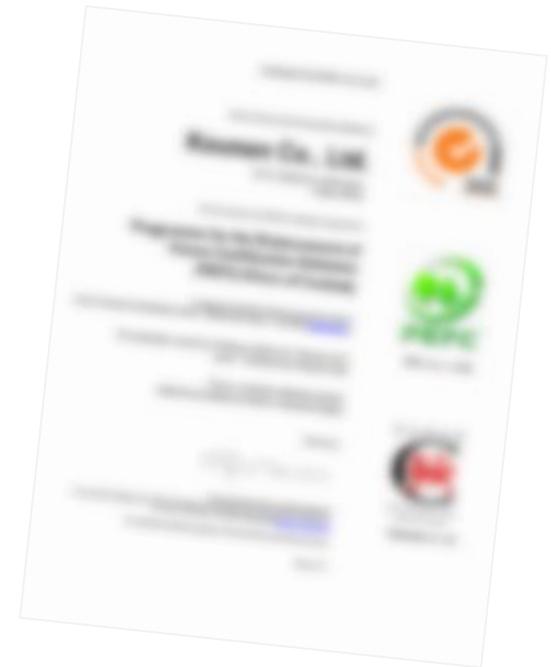
プロセスに関する要求事項- ステップ

- PEFC ST 2003:2020 7章と同様



組織に対する認証書類

- 認証書の種類 (個別、マルチサイトあるいは生産者グループ)
- CB のライセンス番号付きPEFCロゴ
- 認証範囲：
 - PEFC ST 2002 CoC
 - **PEFC ST 2002-1:2024 PEFC EUDR DDS**
 - PEFC ST 2001 商標規則
 - 適用 COC 方式
 - PEFC プロダクト・カテゴリーに基づく製品
- 認定マーク
- 英語と他の適切な言語
- 認証範囲はPEFCデータベースにアップデート



認証機関の認定と認証

- i. COC認証は、IAFによる製品認証のための国際相互承認協定(MLA)又は、欧洲認定機関協力(EA)、米州認定機関協力機構(IAAC)、太平洋認定協力機構(APAC)、南部アフリカ開発共同体(SADCA)、アフリカ認定協力機構(AFRAC)及びアラブ認定協力機構(ARC)などIAFの地域認定グループに署名する認定機関による認定を受けた認証機関により実施される
- ii. 認定範囲には PEFC ST 2001:2020, PEFC ST 2002:2020, PEFC ST 2002-1:2024が含まれなければならない
- iii. 認定書は英語と他の言語によるものでなければならない。

PEFC ST 2003 規格は変更はない。CB がいかに証明書を発行する方法に関するガイドが発行されるが、その基本的な内容には 2002-1 規格に基づく製品/製品グループ、樹種の情報、主張の方法、およびマルチサイト/生産者グループに関連するサイト/メンバーが含まれる。



COC DDSとEUDR DDS の主な違いのまとめ

COC DDSとEUDR DDSの主な違いのまとめ

情報収集

- 新たに確認すべきデータの種類(参照番号および／またはPEFC-EUDR認証)。
- データの様式に関する特別な要件
- 製品と生産地域(伐採国)の地理的位置を結び付ける情報

リスク評価

- COC DDSは3つの指標の表であるのに対し、EUDR DDSは5つの指標の表
- 指標の具体性(地理位置情報、収穫期間、合法性、FPICなど)
- 2020年12月31日をカットオフデータとする
- EUの根拠のある懸念の追加
- EUDR DDSを行えば、COC DDSを行ったことにつきできる

リスク軽減

- 特定されたリスクの軽減および管理のための十分かつ適切な方針と手順をどのように策定するかに関する具体的な要求事項。
- リスク軽減措置の詳細は、要求に応じ管轄当局に提供される。
- 供給者が重大なリスクを伴う供給を行っている場合、組織はサプライチェーン全体にわたって第二者または第三者による監査の実施が可能。

根拠のある懸念

- 第7章:根拠のある懸念がある場合は、管轄当局および供給者に直ちに通知する。調査開始の具体的な期限を定めている。



質問、コメント、意見